

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

医療費の窓口負担割合制度が変わることにもない
被保険者証(後期高齢者医療被保険者証)を更新します



10月1日から、一定以上の所得のある方(※)は、現役並み所得者(現在、窓口負担割合が3割の方)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

10月1日以降、医療機関などにかかる際には、7月にお届けした**黄色の保険証**(有効期限が9月末)に代えて、9月中にお届けする**青色の保険証**(制度改正後の窓口負担割合が記された保険証)を、**必ず提示してください。**

9月30日まで使用

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○割

有効期限 令和4年9月30日

7月にお届け(黄色)

後期高齢者医療被保険者証 有効期限

被保険者番号 ○○○○○○○○ 令和4年9月30日

住所 岐阜市柳濤町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男

生年月日 昭和○○年○○月○○日

資格取得年月日 平成○○年○○月○○日

有効期日 令和○○年○○月○○日

交付年月日 令和○○年○○月○○日

一部負担金の割合 ○割

保険者番号 ○○○○○○○○

供 保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

10月1日から使用

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○割

有効期限 令和5年7月31日

9月にお届け(青色)

後期高齢者医療被保険者証 有効期限

被保険者番号 ○○○○○○○○ 令和5年7月31日

住所 岐阜市柳濤町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男

生年月日 昭和○○年○○月○○日

資格取得年月日 平成○○年○○月○○日

有効期日 令和○○年○○月○○日

交付年月日 令和○○年○○月○○日

一部負担金の割合 ○割

保険者番号 ○○○○○○○○

供 保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

※課税標準所得(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)が28万円以上の被保険者の方や、その同一ご世帯の被保険者の方で、年金収入+その他の合計所得が200万円(被保険者がお二人以上いるご世帯の場合は、合わせて320万円)を超える方

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には
9月下旬頃に口座を事前登録するための申請書が郵送されます



窓口負担割合が2割となる方には、10月以降の外来診療での負担増加額を1か月あたり3,000円までに抑える**配慮措置**があります。配慮措置が適用され、払い戻しとなる方は、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

配慮措置の対象となる方には、9月下旬頃に岐阜県後期高齢者医療広域連合から「高額療養費支給事前申請書」が郵送されます。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368(代表) 住民課 ☎388-1115

**「こんにちは」コーナーの
赤ちゃんを募集します**

園企画課 ☎388-1113

応募対象 令和3年11月生まれの赤ちゃん

応募期限 9月25日(日)

応募方法 QRコードからご応募ください。

株式会社 齋藤商店

TEL:058-388-0171

外まわり工事: 車庫・庭・コンクリート他多数
家まわり工事: 玄関・サッシ・網戸他多数

松波総合病院

TEL: 058-388-0111

4大疾病である、がん・脳卒中・糖尿病・急性心筋梗塞の各専門医を有し、「断らない救急」を実践しています。

お断り

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本紙掲載の行事や事業を中止する可能性があります。町ホームページにて最新の情報を掲載していますので、お出かけの際は事前にご確認ください。

●発行・編集/笠松町・企画課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町町1 ☎058-388-1113 FAX.058-387-5816
ホームページアドレス <https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>